

訪問介護サービスご利用者負担金額

厚生労働大臣が定める基準による訪問介護のご利用者負担の金額です(介護報酬の1割の場合)。2割負担の方は、この2倍になります。

ご利用者の負担金額(介護報酬の1割)								午前8時から午後6時 までの金額です	
	介護報酬	負担金額	介護報酬	負担金額	介護報酬	負担金額	介護報酬	負担金額	
身体介護	20分未満		20分以上30分未満		30分以上60分未満		60分以上90分未満		
	1,650円	165円	2,450円	245円	3,880円	388円	5,640円	564円	
生活援助	20以上45分未満		45分以上						
	1,830円	183円	2,250円	225円					
身体介護 + 生活援助	身体介護			生活援助			介護報酬	負担金額	
	20分以上30分未満			20分以上45分未満			3,120円	312円	
	20分以上30分未満			45分以上70分未満			3,790円	379円	
	20分以上30分未満			70分以上			4,460円	446円	
	30分以上60分未満			20分以上45分未満			4,550円	455円	
	30分以上60分未満			45分以上70分未満			5,220円	522円	
	30分以上60分未満			70分以上			5,890円	589円	
	60分以上90分未満			20分以上45分未満			6,310円	631円	
	60分以上90分未満			45分以上70分未満			6,980円	698円	
	60分以上90分未満			70分以上			7,650円	765円	

早朝・夜間・深夜の加算		
早朝	午前6時以降午前8時以前のサービスの開始	上記の金額に25%加算
夜間	午後6時以降午後10時以前のサービスの開始	上記の金額に25%加算
深夜	午後10時以降翌朝午前6時以前のサービスの開始	上記の金額に50%加算

初回加算
新規に訪問介護計画を作成し、初回の訪問介護サービスと同月内にサービス提供責任者が訪問介護サービスを提供した場合は又は他の訪問介護員に同行した場合 200円 加算になります。
緊急時訪問加算
ご利用者又はご家族からの要請により、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携して居宅サービス計画にない緊急訪問介護(身体介護)を行った場合 100円 加算になります。
介護職員処遇改善加算 I
所定単位数に訪問介護の加算率13.7%を乗じた単位数を、介護職員処遇改善加算 I として加算させていただきます。
2人の訪問介護員による訪問介護の扱い
次のような場合は、訪問介護員を2名派遣し、通常料金の2倍の料金を頂きます。 ・体重の重い方に入浴介助等の重介護の訪問介護を提供する場合 ・エレベーターのない2階以上の建物の居室から、歩行困難の方の外出を介助する場合

その他、ご利用者実費負担について

介護保険適用外の通院介助

- ・介護保険の給付対象とならない訪問介護員による通院介助時の待機時間については、次の料金を頂きます。

30分まで 1,000円	30分増すごとに 1,000円
--------------	-----------------

通常の実施地域を超えてのご利用

- ・通常の訪問介護サービス実施地域を超えてのご利用には、その実費を頂きます。また、自動車を利用した場合の交通費はつぎの額を頂きます。

通常の事業実施地域は、内子町・大洲市・伊予市・西予市・八幡浜市

(ただし、島しょ部を除く)

通常の実施地域を超える地点から	1キロメートルごとに 50円
-----------------	----------------

キャンセル料

- ・サービス予定時間に訪問介護員が訪問した時、キャンセル及び留守などでサービス活動が出来ない場合、キャンセル料を求めることがあります。

キャンセル料	1回につき	500円
--------	-------	------

その他、介護保険のケアプランに基づかないご利用は全額自己負担となります。